

法人県民税・事業税の税率等のお知らせ

(2026.04)

岐阜県

◎ 法人県民税の税率

1 法人税割の税率

法人の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
(1) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
(2) 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人		
(3) 上記以外の法人	3.2%	1.0%

- (注) ① 上記表中(2)の年1,000万円は、平成8年2月1日前に終了する各事業年度については年400万円です。
また、昭和56年8月1日から平成3年1月31日までの間に終了した各事業年度の税率は、上記表中(1)、(2)及び(3)については6.0%です。
- ② 清算中の所得に係る予納申告及び残余財産の一部分配に係る予納申告、清算確定申告にあつては、解散の日現在の税率が適用されます。(※)
- ③ 表(1)の資本金の額又は出資金の額は、確定申告、清算事業年度予納申告(※)については、事業年度終了の日現在、中間申告については、事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額によります。
- ④ 表(2)の年1,000万円の額は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人については、地方税法第57条第1項により関係都道府県に分割される前の法人税割の課税標準となる法人税額をいいます。また、法人税割の課税標準の算定期間が1年に満たない場合は、年1,000万円の額は次の算式で計算した額に読み替えます。

$$1,000\text{万円} \times \frac{\text{法人税額の課税標準の算定期間の月数}}{12\text{月}}$$

なお、この場合の法人税額の課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

- ⑤ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に法人が支払を受けるべき利子等について、県民税利子割が廃止されることに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度も廃止されました。
- (※) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後解散した法人は解散後も確定申告を行います。

2 均等割の税率

法人の区分	平成24年4月1日以降に開始する事業年度	うち 清流の国ぎふ 森林・環境税額 (注1)
・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団又は財団 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人	年額 2万2千円	年額 2千円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	5万5千円	5千円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	14万3千円	1万3千円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	59万4千円	5万4千円
資本金等の額が50億円を超える法人	88万円	8万円

(注1) 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

◎ 法人事業税の税率

1 2以外の事業の税率

(1) 所得金額課税法人(普通法人、特別法人、公益法人、人格のない社団等)

区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日以降に開始する事業年度			
	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	
所得割	軽減税率適用 特別法人以外の法人	3.4%	5.1%	6.7%	3.5%	5.3%	7.0%
	特別法人	3.4%	4.6%		3.5%	4.9%	
	軽減税率不適用 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人以外の法人	6.7%			7.0%		
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人	4.6%			4.9%		

(2) 外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※)

区分	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度			平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度			平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度			令和4年4月1日以降に開始する事業年度	
	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超		
所得割	下記以外の法人	2.2%	3.2%	4.3%	1.6%	2.3%	3.1%	0.3%	0.5%	0.7%	0.4%	0.7%	1.0%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	4.3%			3.1%			0.7%			1.0%			
付加価値割	0.48%													1.2%
	0.72%													
資本割	0.2%													0.5%
	0.3%													

※外形標準課税の対象法人の見直し及び中間申告義務判定に関する改正について

- ① 令和7年4月1日以後開始する事業年度においては、次の要件をすべて満たす法人も外形標準課税の対象となります。
- 前事業年度において外形標準課税の対象であったこと。
 - 事業年度末日において、資本金の額又は出資金の額(以下、単に「資本金」と言います。)が1億円以下であること。
 - 事業年度末日において、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円を超えていること。
- (経過措置) 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度(最初事業年度)においては、上記によらず、次の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。
- 公布日(令和6年3月30日)を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象であったこと。
 - 最初事業年度末日において、資本金が1億円以下であること。
 - 最初事業年度末日において、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円を超えていること。
- ② 令和8年4月1日以後開始する事業年度においては、次のi又はiiに該当する法人で、事業年度末日の払込資本の額(資本金+資本剰余金)が2億円を超える法人も外形標準課税の対象となります。
- 特定法人(払込資本の額(資本金+資本剰余金)が50億円を超える法人)との間に完全支配関係がある子法人
 - 100%グループ内の複数の特定法人により発行済株式等の全部を保有されている子法人
- ※ 当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該配当又は払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額
- ③ 令和7年4月1日以後開始する事業年度においては、前事業年度については外形標準課税の対象である場合に中間申告義務があります。

詳しくは岐阜県のホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/403355.html> 記事ID検索: 403355

(岐阜県庁HP > くらし・防災・環境 > 税金 > 県税の概要 > 県税の紹介・お知らせ > 外形標準課税の対象法人の見直し及び中間申告義務判定に関する改正について)

(裏面につづく)

2 電気供給業・ガス供給業・生命保険業・損害保険業の税率

区 分		平成26年10月1日から 令和元年9月30日まで の間に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで の間に開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで の間に開始する事業年度	令和4年4月1日以降に 開始する事業年度
①	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）・導管ガス供給業（※1）・生命保険業・損害保険業	収入割 0.9%	1.0%		
②	電気供給業 （小売電気事業等、 発電事業等及び特定 卸供給事業）	収入割	0.9%	1.0%	0.75%
		付加価値割	—	—	0.37%
	資本割	—	—	0.15%	
	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	
③	ガス供給業	収入割	0.9%	1.0%	0.48%
		付加価値割	—	—	0.77%
		資本割	—	—	0.32%

※電気供給業（配電事業及び特定卸供給事業）については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。
 ※ガス供給業のうち、一般ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く））で、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に係る税率は1（1）、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に係る税率は1（2）に同じ。
 旧ガス事業法の簡易ガス事業のみを行う事業者についても同様。
 ※旧一般ガスみなしガス小売事業者については、①に同じ。（令和4年4月1日以降に開始する事業年度からは、1（1）又は1（2）に同じ。）
 （※1）ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業。
 （※2）ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造業者で、自らが維持し及び運用する液化ガス貯蔵設備等（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備）を用いて特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行うもの。

◎ 地方法人特別税（国税）及び特別法人事業税（国税）の税率

地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度及び前述した期間における解散による清算所得に対する課税分について適用されます。
 特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

- 1 課税標準 法人事業税額（所得割額又は収入割額）
- 2 税率

法人等の区分		地方法人特別税			特別法人事業税		
		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで の間に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで の間に開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで の間に開始する事業年度	令和4年4月1日以降に 開始する事業年度
所得割額（※ 一般ガス供給 業を含む。）	外形標準課税対象法人	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%		
	特別法人以外の法人（普通法人等）	43.2%			37.0%		
収入割額	特別法人				34.5%		
	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）・導管ガス供給業・生命保険業・損害保険業	43.2%			30.0%		
	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）				30.0%	40.0%	
	ガス供給業（特定ガス供給業）				30.0%		62.5%

※電気供給業（配電事業及び特定卸供給事業）については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

◎ 課税の特例について

（1）過疎地域における県税の課税免除について

製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業を行う法人が、岐阜県内の対象地域において、その事業の用に供する一定の設備を取得等（※）した場合、法人事業税及び不動産取得税の課税免除を受けられる場合があります。

※取得等とは、取得又は製作もしくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築・改築・修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金の規模が5,000万円を超える法人にあっては、新設又は増設に限ります。

課税免除を受けるためには申請が必要で、（申請期限：法人事業税の確定申告書の提出期限まで）

詳しくは岐阜県のホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/290596.html> 記事ID検索：290596

（岐阜県庁HP > くらし・防災・環境 > 税金 > 県税の概要 > 県税の紹介・お知らせ > 過疎地域における県税（事業税・不動産取得税）の課税免除について）

対象地域

圏域	市町村	課税免除の対象となる地域	圏域	市町村	課税免除の対象となる地域
岐阜	山県市	旧美山町	中濃	加茂郡白川町	全域
	本巣市	旧根尾村		加茂郡尾白川村	全域
西濃	海津市	旧平田町	東濃	中津川市	旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧長野県山口村
	不破郡関ヶ原町	全域		恵那市	旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町
	揖斐郡揖斐川町	全域		高山市	旧清見村、旧荘川村、旧久々野村、旧朝日町、旧高根村、旧上宝村
中濃	関市	旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町、旧上之保村	飛騨	飛騨市	全域
	郡上市	全域		下呂市	全域
	加茂郡七宗町	全域		大野郡白川村	全域
	加茂郡八百津町	全域			

対象となる設備

機械及び装置、建物及びその付属設備等の減価償却資産で、取得価格が次の表の要件を満たすもの。（原則として、法人税において租税特別措置法第45条第3項の規定による特別償却の適用を受けている必要があります。また、補助金を活用して取得した場合は圧縮記帳後の額で判定します。）

対象事業	資本金の規模		
	5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超
製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
旅館業			
情報サービス業等	500万円以上		
農林水産物等販売業			

※旅館業は、下宿営業・風俗関連営業に該当する事業を除きます。
 ※農林水産物等販売業とは、設備等が所在する市町村内（産業振興区域内）で生産された農林水産物（当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む。）を、店舗において主に当該市町村外の者に販売する事業をいいます。
 ※情報サービス業等とは、①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、④コールセンター等に係る事業を言います。
 ※過疎地域持続的発展計画に適合している旨の市町村発行の確認書（産業振興機械等の取得に係る確認申請書）が必要です。

各対象事業の用に直接供される設備に限ります。また、資本金規模が5千万円を超える場合は新增設に限ります。取得（予定）設備が課税免除の対象になるかは管轄の県税事務所へお問合せください。

（2）消防団協力事業所支援税制について

次の①～③の要件をすべて満たし、知事の認定を受けた法人（※1）は、法人事業税（※2）の2分の1に相当する額（※3）を控除することができます。

- ① 県内に事業所等を有し、全ての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」による市町村長からの表示証の交付を受けていること。
- ② 県内の事業所等の使用人等に、消防団員が1名以上いること。
- ③ 消防団活動について配慮した規定（就業規則等）を整備していること。

（※1）資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）に限ります。

（※2）特別法人事業税は対象になりません。

（※3）上限100万円。但し、消防団員数が使用人等の1割以上である場合は、上限200万円。

控除の適用を受けるためには、予め知事の認定を受ける必要があります。（認定申請期限：事業年度終了の日から1か月以内）

詳しくは岐阜県のホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13977.html> 記事ID検索：13977

（岐阜県庁HP > くらし・防災・環境 > 税金 > 県税の概要 > 県税の紹介・お知らせ > 消防団協力事業所に対する事業税の軽減について）